



# 車両系機械等に関する労働災害発生状況

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働災害発生状況（令和4年～令和6年）

## 主な車両系機械等を起因物とする労働災害の発生状況

休業4日以上の死傷災害発生件数（令和4年～令和6年の合計。カッコ内は、うち死亡災害）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	その他	合計
車両系建設機械等	883(41)	260(17)	237(0)	379 (7)	854(29)	1,463(52)	266 (6)	4,342(152)
車両系木材伐出機械等	63 (9)	23 (1)	17 (1)	32 (1)	88 (4)	62 (2)	33 (0)	318 (18)
クレーン	133 (2)	36 (0)	56 (0)	533(10)	448 (9)	961 (6)	164 (6)	2,331 (33)
移動式クレーン	429 (9)	57 (4)	84 (1)	193 (5)	275 (9)	516 (4)	98 (6)	1,652 (38)
車両系荷役運搬機械等	738(14)	375(15)	532(5)	344 (9)	1,741(19)	2,186(14)	349(4)	6,265 (80)

労働者死傷病報告及び死亡災害報告から、事務局にて起因物別・型別に集計し、抜粋したもの。

「車両系建設機械等」とは、整地・運搬・積込み用機械、掘削用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、その他の建設機械等

「車両系木材伐出機械等」とは、伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械、その他の車両系林業用機械

「車両系荷役運搬機械」とは、フォークリフト、ローダー、ストラドルキャリヤー、不整地運搬車

## 主な死亡災害事例

(車両系機械等と当該機械周辺で作業する労働者との接触防止に関する災害①)

以下は、車両系機械等に関する事例として発生している労働災害について、資料3の車両系機械等の規制の観点ごとに死亡災害の事例をまとめたもの。

※以下の各事例は、死亡災害報告から事務局にて作成したもの。R3以前の災害も含まれる。

### ➤ 車両系機械等と当該機械周辺で作業する労働者との接触防止 に関する災害

#### 車両系機械と労働者が接触した災害

ドラグ・ショベルの運転者が、クローラー及び排土板により整地していた際に、後退操作をしたところ、後方で計測作業をしていた労働者が轢かれ、クローラーに下半身を巻き込まれた。【はまれ・巻き込まれ】

土のうを据え付ける作業に従事していた労働者がドラグショベルの横を通行していたところ、ドラグ・ショベルが旋回し、車体後方部と仮設防護柵に挟まれた。【はまれ・巻き込まれ】

地下室内の瓦礫の撤去作業をドラグショベルを使用して行っていたところ、ドラグ・ショベルの作業範囲内に立ち入った労働者（地下室内に立ち入る必要はなく、立ち入った理由は不明）に旋回したドラグショベルのバケットが激突した。【激突され】

廃棄物処分場で廃棄作業を行っていた労働者がドラグ・ショベルに激突されたもの。ドラグ・ショベルにはバックモニターが設置しており、運転手は後方にいた労働者に気づいていたが、距離があると思い後退させた。【激突され】

休憩のため作業場所から現場事務所に移動していた労働者がフォークリフトに轢かれたもの。当該フォークリフトは専用アタッチメントでフレコンバッグを4つ吊っており、前の視界が制限された状況であった。【はまれ・巻き込まれ】

トラクター・ショベルが原料を計量ホッパーに投入するため後退したところ、その後ろにいたフォークリフトに接触し、フォークリフトが横転したことにより、フォークリフトの運転者がこの下敷きになつたもの。【はまれ・巻き込まれ】

## 主な死亡災害事例

(車両系機械等と当該機械周辺で作業する労働者との接触防止に関する災害②)

### 車両系機械が運搬していた荷と労働者が接触した災害

事業場構内にて、空コンテナ（重さ約2t）を移動させるためフォークリフトで運搬していたところ、空コンテナがフォークリフトから落下し、置場で清掃作業を行っていた被災者が下敷きになった。【飛来・落下】

フォークリフトの運転者が目の前の労働者に気づき急ブレーキをかけたところ、運搬していた荷が傾き、そのままこの労働者に向かって落下した。【飛来・落下】

トラックに積み込まれていた荷の積込み位置をフォークリフトを使用して調整していたところ荷が崩れ、フォークリフトを誘導していた労働者に落下したもの。【飛来・落下】

チェーンソーで伐木の枝払いの作業をしていた労働者が、フェラーバンチャ（伐木等を掴むアタッチメント）が保持していた伐木に接触した。【激突され】

### クレーン等と労働者が接触した災害

移動式クレーンの旋回半径内のアウトリガー付近に立っていた労働者が、旋回してきた上部旋回体とアウトリガーとの間に挟まれた。【はまれ・巻き込まれ】

護岸ブロック築造のために河川内の土台部を掘削し、掘削部の押さえのための土のう（フレコンバッグ：1t）をドラグショベル（移動式クレーン仕様）で運搬中、土のうの玉掛け箇所に行こうとした労働者が、旋回体と護岸法面との間に胸部を挟まれた。【はまれ・巻き込まれ】

構台上の移動式クレーンにより、ヤードから地下階へ仮設資材の荷下ろし作業中、構台端部から地下階の状況を確認していた玉掛け者兼合図者である労働者が、同じく構台上で作業をしていた別の移動式クレーンが旋回した際に、当該移動式クレーンの上部旋回体と付近の構台手すりとの間にはまれたもの。【はまれ・巻き込まれ】

## 主な死亡災害事例

(車両系機械等と当該機械周辺で作業する労働者との接触防止に関する災害③)

### クレーン等の吊り荷と労働者が接触した災害

貨物船より鉄材等を移動式クレーンでつり上げ作業中、船内で玉掛け作業をしていた労働者が鉄材等と中甲板に頭部を挟まれた。【はまれ・巻き込まれ】

トレーラーから鉄骨梁（2.5t）を所定の場所に吊り下ろし、玉掛け用具を外した後、移動式クレーンが巻き上げ作業を開始したところ、玉掛け用具が鉄骨梁フランジに引っ掛かり、鉄骨梁が被災者側へ転倒し挟まれた。【はまれ・巻き込まれ】

トラッククレーンの荷台の上で鋼管の束に玉掛けを行っていた労働者が、玉掛け後、荷に背を向け電話対応していたところ、操作者がリモコンで巻き上げ操作を行ったため、地切りした荷が動き激突した。【激突され】

タワークレーンにワイヤモッコを玉掛けし、土砂を運搬していたところ、土砂の埋め戻し作業をするため待機していた労働者が、鉄筋で組んだ柱とつり荷のワイヤモッコとの間にはまれた。【はまれ・巻き込まれ】

タワークレーンでつっていた単管の束（長さ約1.5～2m、21本）が風に煽られて近くの仮設手すりに当たり、その反動で玉掛け用具（ナイロンスリング、2点つり）から次々と抜け落ち、89m下の地上で荷受けの準備をするために歩いていた労働者を直撃した。【飛来・落下】

## 主な死亡災害事例

(作業場所の土石落下や車両系機械等の転倒等による運転者の危険防止に関する災害)

### ➤ 作業場所の土石落下や車両系機械等の転倒等による運転者の危険防止 に関する災害

豪雨災害により林道上に流出した土砂の除去作業を行っていた労働者が、使用していたドラグ・ショベルとともに誤って路肩から転落した。【墜落・転落】

屋外の傾斜のない通路にて、フォークリフトのハンドルを大きく左に切ったところ、左後輪が脱輪しフォークリフトが転倒した。被災者は機体から投げ出され、フォークリフトのヘッドガードと地面の間に挟まれたもの。【転倒】

工事で使用した車両系建設機械（重量3t）を現場から搬出するためダンプトラックに積み込む際、この車両系建設機械が転倒し被災者が投げ出され車両系建設機械の下敷きとなったもの。【転倒】

P C 桁吊り込み位置の調整作業中、地盤が崩壊したことで移動式クレーンが転倒し、その弾みでクレーン後部フロアに載せてあった鉄板2枚が落下し、近くで指揮をしていた被災者が下敷きになった。【飛来・落下】

道路上に移動式クレーン(45t吊)を設置し、防火水槽の部材(約9t)を高さ約7mまで吊り上げ左方向に旋回したところ、右側後部のアウトリガー設置箇所の路肩が崩壊したため移動式クレーンが転倒し、ジブの下敷きになった。【転倒】

# 主な死亡災害事例

(運転者が運転席から離脱する際の周辺労働者の危険防止（作業装置の落下防止・逸走防止等）)

## ➤ 運転者が運転席から離脱する際の周辺労働者の危険防止（作業装置の落下防止・逸走防止等） に関係する災害

橋梁の点検作業に使用する高所作業車が坂道を逸走し、同作業のため交通整理にあたっていた警備員に激突した。  
【激突され】

資材置場で清掃作業中、フォークリフトの運転者が停車後にエンジンを停止せずに運転席を離れたところ、  
フォークリフトが動き出し、近くにいた運転者とは別の労働者がフォークリフトとコンテナに挟まれた。【はさ  
まれ・巻き込まれ】

フォークリフトを使用してトラック荷台に荷の積載を行っている途中で、荷台の確認を行うために荷台上に立ち  
入ったところ、フォークリフトが自然に動き出し、荷台とフォークリフトに積まれた荷物との間に挟まれた。  
【はさまれ・巻き込まれ】

高所作業車を傾斜のある所定の位置に移動させ、運転者が運転席から離れたところ高所作業車が動き出した。こ  
のため、運転者は動き出した高所作業車を手で支えて停止させようとしたが、付近に停車していた別の高所作業  
車との間に挟まれた。【はさまれ・巻き込まれ】

フォークリフトの運転者が、運転席をエンジンを掛けた状態で離席し、運搬しようとしていた鉄柵とフォークリ  
フトの間に移動していたところ、フォークリフトが前進し、フォークリフト前部のバックレストと鉄柵に挟まれ  
た。【はさまれ・巻き込まれ】

# 主な死亡災害事例

(適切な運転の実施のための運転席の仕様に関する災害)

## ➤ 適切な運転の実施のための運転席の仕様 に関する災害

解体用つかみ機の運転手が周囲を確認しようとしたところ、誤って操作レバーに触れたため、つかみ機の上部旋回体が左旋回し、周囲にいた被災者の頭部につかみ機械のつめの部分が激突した。【激突され】

振動ローラーの運転者が操作レバーをニュートラルに入れて停車させエンジンをかけたまま運転席から離れたため、別の者がエンジンを切ろうとして振動ローラーの運転席に身を乗り出したところ、突然これが前進し、前方で背中を向けて清掃作業をしていた労働者が轢かれた。【はされ・巻き込まれ】